

教育子ども委員会

(子ども家庭局)

令和4年6月20日

BE KOBE

令和5年度

国家予算に対する提案・要望

(子ども家庭局関係分)



神戸市

Ⅲ. 市民生活を守るための取組みの推進

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

- 生活に困っている世帯に対する迅速な支援の実施
 - ・ひとり親世帯をはじめとした困窮世帯への支援の充実を図ること
- 社会福祉施設等の安定的な施設運営に向けた支援
 - ・原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰を踏まえ、社会福祉施設等の給付費・措置費等について、算定方法の見直しを適切に行うこと
- 学校園・保育所等における子どもたちの安全確保に対する財政支援の継続
 - ・感染症対策を徹底しつつ、事業を円滑に実施していくため、感染拡大防止対策に対する財政支援を継続すること

1) こども家庭局	家庭支援調整担当課長	垣内 里美	078-322-5035
こども家庭局	家庭支援課長	水野 祐司	078-322-6348
こども家庭局	幼保振興課長	小園 大介	078-322-5212
こども家庭局	こども青少年課長	上田 泰	078-322-6664

VIII-1. 子育て環境の充実

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 持続可能なこども医療費制度の確立

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設

- ・子どもに対する医療費助成制度は、自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考)【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～中3：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減

○ 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額の引下げ

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと

(参考)【本市における令和4年度の対国基準軽減率】33.9%（所要額：約15億7千万円）

○ 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃

- ・年収約360万円以上の世帯についても、多子計算にかかる年齢制限を撤廃し、全ての世帯で扶養順による第2子半額、第3子以降無償化を実現すること

(参考)【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援

○ 保育士等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、保育士等のさらなる処遇改善を行うこと
- ・「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象に、認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有する保育教諭及び幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を追加すること

4) 教育・保育施設等の耐震・老朽改築・大規模修繕及び整備のための財政支援

○ 保育所等整備交付金等における財政支援の拡充

- ・耐震・老朽改築・大規模修繕にかかる補助率の嵩上げなど、さらなる拡充を行うこと
- ・「新子育て安心プラン」に基づく定員の増加を伴う整備にかかる補助率の嵩上げを維持すること

- | | | |
|-------|------------------------|--------------|
| 1) | こども家庭局 事業推進担当課長 井上 英昭 | 078-322-0534 |
| 2) 3) | こども家庭局 幼保振興課長 小園 大介 | 078-322-5212 |
| 4) | こども家庭局 施設調整担当課長 伊勢村 俊祐 | 078-322-6924 |

IX-3. 新たな社会福祉施策の展開

»内閣府

2) 孤独・孤立に対する支援

○ 子どもの居場所づくり事業等に対する財政支援の拡充

- ・地域子供の未来応援交付金（子供等支援事業）について、コーディネーターの配置に要する費用等に対する補助上限額の引上げを行うなど、財政支援を拡充すること

（参考）【地域子供の未来応援交付金（子供等支援事業）】（国制度）

- ・対象事業：①子供たちと「支援」を結びつける事業
（コーディネーター事業、アウトリーチ事業 等）
②連携体制の整備
③研修の実施
- ・補助率：1/2（上限 15,000 千円（①、②）、上限 3,000 千円（③））

【神戸市のコーディネーター事業費】

- ・コーディネーターの配置等に要する費用：51,000 千円

- | | | | |
|----|-----------------|-------|--------------|
| 1) | こども家庭局 事業推進担当課長 | 井上 英昭 | 078-322-0534 |
| | こども家庭局 こども青少年課長 | 上田 泰 | 078-322-6664 |

III. 子育て環境の充実

»文部科学省、厚生労働省

1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における退所後の相談支援や障害児加算等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充
 - ・ 入所児童の退所前と退所後の支援を効果的に実施するため、自立支援担当職員の資格や勤務条件、支援回数等の配置要件を緩和すること
 - ・ 発達障害児などの支援が困難な児童の受入れを推進するため、障害児加算の創設等人員配置に要する財政支援を拡充すること
 - ・ 虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
 - ・ 栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること
- 里親・児童養護施設における進学支援の充実のための財政支援の拡充
 - ・ 高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
 - ・ 大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
- ファミリーホームに対する財政支援の拡充
 - ・ 施設運営の安定化を図るため、入所児童数に応じて算定されている事務費を定員数に応じた算定方法へ変更すること
- 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・ 地域ボランティア等の地域人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう国庫補助率の引上げを行うこと
- 放課後児童健全育成事業における障害児加算制度の拡充
 - ・ 職員の継続的な雇用による障害児の受入れ体制を確保するため、対象児童が退会した月末時点で加算の対象外とする現在の算定方法について、年間を通じた算定方法を導入するなど、財政支援を拡充すること

○ 児童館の整備に対する財政支援の拡充

- ・老朽化の進む児童館の大規模改修や建替えに早急に対応するため、施設整備に対する財政支援を拡充すること